

**広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務に係る
公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和8年7月15日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務

(2) 業務期間（協定期間）

協定締結日から20年を経過する日が属する年度の末日まで

ただし、当該期間中、道路占用許可及び道路使用許可が得られることを条件とする。

(3) 業務内容

「広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務 募集要領」（以下「募集要領」という。）別添「業務仕様書（広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務）」のとおり。業務実施に当たっては、別紙1「広島市広告付き観光サイン設置の取扱方針」を遵守すること。

(4) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「募集要領」による。

2 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、単一の法人又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとする。

イ 事業者グループの代表法人又は構成員は、他の事業者グループの代表法人又は構成員として参加することはできない。

(2) 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 次に掲げる者でないこと。

(ア) 後記7の選定委員会の委員

(イ) (ア)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属する者

(ウ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(エ) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体

3 募集要領等の配布方法

募集要領及び応募書類書式は、広島市ホームページからダウンロードできる。

〔ダウンロード先〕

広島市ホームページ総合トップページ「事業者向け情報」の「入札・契約情報」

⇒「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」

⇒「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」

⇒【公募型プロポーザル】広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

- (1) 配布期間 公示日から令和8年7月29日（水）までの日（閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49条）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 配布場所 広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
（広島市役所本庁舎5階）

4 参加申込受付

(1) 受付期間

公示日から令和8年7月29日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記3(2)に同じ。

(3) 受付方法

参加資格確認申請書（様式1）を作成し、持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。令和8年7月29日（水）午後5時15分必着。）により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和8年7月31日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

- (1) 募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年8月5日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 募集要領等に関する質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法で提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページにも掲載する。

〔掲載場所〕

広島市ホームページ総合トップページ「事業者向け情報」の「入札・契約情報」

⇒「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」

⇒「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」

⇒【公募型プロポーザル】広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務

6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年8月19日（水）午後5時15分【必着】
- (2) 提出場所 前記3(2)に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。必着）により提出すること。

7 候補者の特定

(1) 審査について

企画提案書の審査は、広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務事業者選定委員会が行う。

(2) 審査基準

募集要領による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、全応募者に書面により通知する。なお、審査内容及び審査結果に関する問合せ及び異議等については、一切応じない。

8 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、提案内容を基に詳細な内容を本市と協議の上決定することとする。
- (2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における企画提案書の差替及び再提出は、本市が求める場合を除き認めない。
- (6) 次の場合は失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
 - ア 応募者の資格を満たさなくなった場合又は応募者の資格を満たさないことが判明した場合
 - イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合
 - ウ その他不正行為をした場合
- (7) 提出された企画提案書に係る内容は、事業者の特定の目的以外に使用しない。ただし、広島市情報公開条例に基づく情報開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 本募集に応募しようとする者は、公募を開始した日から候補者の公表までの間において、本業務に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募者の資格を失うことがある。